明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（五八）　三
○貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（五九）　三

〔政　令〕
○水防法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二七二）　三
○水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二七三）　四
○貸金業法施行令の一部を改正する政令（二七四）　四
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（二七五）　五

〔府　令〕
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府四四）　五
○前払式支払手段に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同四五）　五

〔省　令〕
○水防法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（国土交通五四）　一六
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二七）　一九
○下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令（同二八）　二〇

〔告　示〕
○想定し得る最大規模の降雨に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示（国土交通八六九）　二〇
○想定し得る最大規模の高潮に係る国土交通大臣が定める基準を定める告示（同八七〇）　二九
○雨水出水時における地下街等の利用者の安全な避難を確認する方法を定める告示（同八七一）　三〇
○道路に関する件（東北地方整備局一三四）　三〇
○自動車専用道路に関する件（近畿地方整備局一二三、一二四）　三〇
○道路に関する件（同一二五～一三一）　三〇
○道路に関する件（中国地方整備局八二、八三）　三一
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（同八四）　三一

〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　三二

本号で公布された法令のあらまし

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律（法律第五八号）

（環境省）

一　廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正関係

1　非常災害により生じた廃棄物の処理の原則

㈠　非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならないこととした。（第二条の三第一項関係）

㈡　非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならないこととした。（第二条の三第二項関係）

2　国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないこととした。（第四条の二関係）

3　環境大臣が定めなければならないこととされている基本方針において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策の推進等についての事項を追加することとした。（第五条の二第二項関係）

4　都道府県が定めなければならないこととされている廃棄物処理計画において、新たに非常災害時における廃棄物の適正な処理に関する施策を実施するために必要な事項を追加することとした。（第五条の五第二項関係）

5　市町村は、非常災害が発生した場合にその災害により生ずる廃棄物の処理を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県知事に協議してその同意を得ることができるものとし、その同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとするときには、その設置に関する都道府県知事による技術上の基準についての確認を受けることを要しないこととした。（第九条の三の二関係）

6　市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、平時の許可手続にかかわらず、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第九条の三の三関係）

7　産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設で処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合に必要となる都道府県知事への事前の届出について、非常災害のために必要な応急措置として行う場合には、事後に届け出ることで足りることとした。（第一五条の二の五第二項関係）

8　罰則の規定その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　災害対策基本法の一部改正関係

1　環境大臣は、第八六条の五第一項により災害の指定があったときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（以下「指定災害廃棄物」という。）の処理に関する基本的な方向等についての指針を定めることとした。（第八六条の五第二項及び第三項関係）

2　環境大臣は、1の指定があったときであって、指定災害廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を第八六条の五第四項に規定する廃棄物処理特例地域として指定した場合において、当該地域内の市町村の長から要請があり、当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制等を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、1の処理に関する指針に